



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年4月6日（火） 第9890号

目次

	ページ
公 告	
○土地改良区の定款変更認可（農村整備課）	2
○同	2
○土地改良区の管理規程認可（同）	2
○土地改良区連合の定款変更認可（同）	2

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により赤谷川沿岸土地改良区の定款の変更を令和3年3月25日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月6日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により赤城大沼用水土地改良区の定款の変更を令和3年3月25日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月6日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により大間々用水土地改良区の管理規程の設定を令和3年3月29日認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和3年4月6日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第30条第2項の規定により渡良瀬川上流土地改良区連合の定款の変更を令和3年3月25日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月6日

群馬県知事 山本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111